

番 号	3 請願第 2 号 (厚生委員会付託)
受理年月日	令和 3 年 2 月 24 日
件 名	精神保健福祉の改善に関する請願書について
提 出 者	三鷹市所在 東京医労連 井之頭病院労働組合 執行委員長 砥上 淳二 ほか 2 人
紹 介 議 員	大城 美幸
要 旨	
<p>(請願の趣旨)</p> <p>三鷹市議会において以下 4 項目について、国に対し意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。</li> <li>2 精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。</li> <li>3 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任を持って行うこと。</li> <li>4 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。</li> </ol> <p>(請願理由)</p> <p>精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。</p> <p>しかし日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取り、施設療養生活中心で、一般病院に比べて低医療費に抑えられ、医療スタッフの人員も極めて少ない状況です。以前から、疾患治療より社会防衛的な誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。</p>	

日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、上記項目についての意見書を国に対し提出していただけますようお願いとして要請します。

以上